家内労働者に直接仕事を委託されている方へ　　【裏面もご覧ください】

奈良県　靴下製造業の最低工賃をご存知ですか？

委託者が、「最低工賃額に**満たない**工賃額」で家内労働者と工賃を取り決めたとしても、その取り決めは**無効**です。

委託者は、家内労働者に「最低工賃額**以上の**工賃」を支払わなければなりません。

【奈良県　靴下製造業　最低工賃】　　〔1 デカ（10 足）につき〕

業　　務	規　　格	金　額
リンキングミシンによる**かがり**	針目数　140 本以上 159 本以下	**130** 円
	針目数　160 本以上 179 本以下	**164** 円
	針目数　180 本以上 219 本以下	**185** 円
	針目数　220 本以上	**229** 円
ロッソミシンによる**かがり**	委託者持ち	**30** 円
	家内労働者持ち	**36** 円
抜　　き	手作業によるもの	**31** 円
	機械によるもの	**18** 円

（平成 10 年 11 月 24 日公示、同年 12 月 24 日効力発生）

奈良労働局**賃金室**・労働基準監督署

家内労働者に直接仕事を委託されている方へ　　【裏面もご覧ください】

委託状況届の提出はお済みですか？

家内労働法に基づき、**委託者は**、「**委託状況届**」を労働局(又は最寄りの労働基準監督署）に**提出**する必要があります。

➡ **毎年４月 30 日までに、**

４月１日現在の「委託業務の内容」、「家内労働者数」などを記入した「委託状況届」を提出してください。

（＊年度途中で、新たに委託者となった場合は、速やかに提出をお願いします。）

●家内労働者とは…

メーカーや問屋などから、部品や原材料の提供を受けて、個人で、または同居の家族と、物品の製造や加工などに従事される方をいいます。

●委託者とは…

家内労働者に直接仕事を委託されている方をいいます。

提出がお済みでない場合は、お早めに下記（または最寄りの労働基準監督署）に提出をお願いします。

提出・お問合せ先

〒630-8570　奈良市法蓮町 387　奈良第３地方合同庁舎

奈良労働局**賃金室**　☎0742-32-0206

委託状況届　様式第２号　検索

※家内労働関係様式は、厚生労働省ホームページからもダウンロードすることができます。